



**「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」
に係る一般競争入札**

(総合評価落札方式)

入札説明書

2023年9月21日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

目 次

I. 入札説明書.....	1
II. 契約書.....	6
III. 仕様書.....	15
IV. 入札資料作成要領.....	31
V. 評価項目一覧.....	38
VI. 評価手順書.....	46
VII. その他関係資料.....	50

I. 入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構の請負契約に係る入札公告（2023年9月21日付け公告）に基づく入札については、関係法令並びに独立行政法人情報処理推進機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところにより実施する。

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 作業の名称 情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査
- (2) 作業内容等 別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (4) 入札方法 落札者の決定は総合評価落札方式をもって行うので、
 - ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (4) 提出書類一覧」に記載の提出書類を提出すること。
 - ② 上記①の提出書類のうち提案書については、入札資料作成要領に従って作成、提出すること。
 - ③ 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積るものとする。入札金額は、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に関する総価とし、総価には本件業務に係る一切の費用を含むものとする。
 - ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑤ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできないものとする。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構から契約を解除されている者ではないこと。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、当入札説明書及び独立行政法人情報処理推進機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、当機構が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書等の提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4. 入札説明会の日時及び場所

- (1) 入札説明会の日時
2023年9月27日（水） 11時00分
- (2) 入札説明会の実施方法
オンラインによる説明会とする。
- (3) 入札説明会の実施方法
入札説明会（オンライン）への参加を希望する場合は、14. (4)の担当部署まで、以下のとおり電子メールにより申し込むこと。
 - ① オンラインによる説明会は会議招待メールを送信する必要があるため、2023年9月25日（月）17時00分までに申し込むこと。
 - ② 電子メールの件名に「【情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査】入札説明会申し込み」と明記し、入札説明会に参加する者の所属・氏名及びメールアドレスを記載の上申し込むこと。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問の方法
質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。
- (2) 受付期間
2023年9月27日（水）から2023年10月5日（木） 17時00分まで。
なお、質問に対する回答に時間がかかる場合があるため、余裕をみて提出すること。
- (3) 担当部署
14. (4)のとおり

6. 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 受付期間
2023年10月10日（火）から2023年10月12日（木）。
持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とする。
- (2) 提出期限
2023年10月12日（木） 17時00分必着。
上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。
- (3) 提出先
14. (4)のとおり。

(4) 提出書類一覧

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式 2	1 通
②	入札書（封緘）	様式 3	1 通
③	提案書	—	5 部
④	評価項目一覧	—	5 部
⑤	令和 4・5・6 年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	—	1 通
⑥	提案書受理票	様式 4	1 通
⑦	③と④の PDF ファイル。提出方法は 6.(5)③のとおり。	—	1 式

(5) 提出方法

① 入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載するとともに「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査 一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類一式と併せ封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（14. (4)の担当者名）を記載し、かつ、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きすること。なお、入札書等提出書類を持参により提出する場合は、持参日の前営業日17時00分までに、14. (4)のE-mail

ilへ連絡すること。連絡なしで持参する場合は受け取れない場合がある。

- ② 入札書等提出書類を郵便等（書留）により提出する場合
二重封筒とし、表封筒に「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査 一般競争入札に係る提出書類一式在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

- ③ 6. (4)⑦の提出について

以下のいずれかによるものとする。

- ・光学ディスク（CD又はDVD）への格納
- ・USBメモリへの格納

- ・ファイル転送システムによる提出

ファイル転送システムによる提出の場合、送付方法を別途案内するため、件名を「提案書及び評価項目一覧の提出」とし、余裕をもって14. (4)のE-mailへ連絡すること。

(6) 提出後

- ① 入札書等提出書類を受理した場合は、提案書受理票を入札者に交付する。なお、受理した提案書等は評価結果に関わらず返却しない。

- ② ヒアリング

IPAが必要と判断した入札者に対して実施する。

日時：2023年10月16日（月）10時30分～17時30分の間（1者あたり1時間を予定）

オンライン、電子メール又は電話等のいずれかの手段によるヒアリングを行う場合があるため、その際はIPAの指示に従うこと。

なお、ヒアリングについては、提案内容を熟知した実施責任者等が対応すること。

7. 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時

2023年10月20日（金） 11時00分

- (2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス13階
独立行政法人情報処理推進機構 会議室B

8. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

独立行政法人情報処理推進機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、当機構が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、当機構が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とするところがある。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要（Ⅱ. 契約書（案）を参照）

12. 支払の条件

契約代金は、業務の完了後、当機構が適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払うものとする。

13. 契約者の氏名並びにその所属先の名称及び所在地

〒113-6591 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階

14. その他

- (1) 入札者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結時までに入札内訳書及び提案書の電子データを提出するものとする。
- (4) 入札説明会への参加申込み、仕様書に関する照会先、入札に関する質問の受付、入札書類の提出先

〒113-6591
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス16階
独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター セキュリティ対策推進部
脆弱性対策グループ 担当：山下、渡辺

TEL：03-5978-7527

E-mail：isec-vm-kobo@ipa.go.jp

なお、直接提出する場合は、文京グリーンコートセンターオフィス13階の当機構総合受付を訪問すること。

- (5) 入札行為に関する照会先
独立行政法人情報処理推進機構 財務部 契約グループ 担当：中尾、菊池
TEL：03-5978-7502
E-mail：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)
に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

Ⅱ. 契約書 (案)

2023 情財第〇〇号

契 約 書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書及び提案書記載の「〇〇〇〇〇〇業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約及び関係法令の定めに従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。
- 2 乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

- 第2条 乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。
- 2 乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負させた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

- 第3条 乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

- 第4条 納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

- 第5条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

- 第6条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）

- 第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
- 2 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）

- 第8条 甲は、納入物件の納入を受けた日から10日以内に、当該納入物件について別紙仕様書及び提案書に基づき検査を行い、同仕様書及び提案書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
- 2 前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。

- 3 請負業務は、当該納入物件が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第1項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

(契約不適合責任)

- 第9条 甲は、請負業務完了の日から1年以内に納入物件その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書及び提案書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。
- 2 前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
 - 3 第1項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
 - 一 修補等が不能であるとき。
 - 二 乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、甲が第1項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 第1項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
 - 5 前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
 - 6 本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

(対価の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））によって、遅延利息を支払うものとする。
 - 3 乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第11条 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第12条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
- 一 仕様書及び提案書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、

本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

第13条 甲は、第9条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第4号乃至第6号の場合は催告を要しない。

- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
- 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第1項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
- 4 甲は、第1項第1号乃至第4号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
- 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第5条所定の契約金額を超えないものとする。
- 2 第11条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第15条 乙が、第13条第4項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

- 第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。
- 2 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、甲に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について甲に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、契約期間中に、甲の要請により、情報セキュリティを確保するための体制及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に甲へ案を提出し、同意を得ること。
- なお、報告の内容について、甲と乙が協議し不十分であると認めた場合、乙は、速やかに甲と協議し対策を講ずること。
- 3 乙は、本契約遂行中に得た本契約に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、甲の許可なく当機構外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを甲が確認できる方法で証明すること。
- 4 乙は、本契約を終了又は契約解除する場合には、乙において本契約遂行中に得た本契約に関する情報

(紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。)を速やかに甲に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、甲の確認を必ず受けること。

- 5 乙は、契約期間中及び契約終了後においても、本契約に関して知り得た当機構の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、本契約の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について甲に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに甲に報告を行い、原因究明及びその対処等について甲と協議の上、その指示に従うこと。
- 7 乙は、本契約全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等に基づく、情報セキュリティ対策を講じなければならない。
- 8 乙は、当機構が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 9 乙は、本契約に従事する者を限定すること。また、乙の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、本契約の全ての従事者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を甲に提示すること。なお、本契約の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を甲に再提示すること。
- 10 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。
- 11 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(知的財産権)

- 第17条 請負業務の履行過程で生じた著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)、発明(考案及び意匠の創作を含む。))及びノウハウを含む産業財産権(特許その他産業財産権を受ける権利を含む。)(以下「知的財産権」という。))は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第8条第3項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。
- 2 乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権(再利用許諾権を含む。)、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。
 - 3 乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第28条の権利その他“原作品の著作者/権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

(知的財産権の紛争解決)

- 第18条 乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権(公告、公開中のものを含む。))を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。
- 2 乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合(私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。)、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。
 - 3 第9条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(成果の公表等)

- 第19条 甲は、請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版(以下「公表等」という。))することができる。
- 2 甲は、乙の承認を得て、請負業務完了前に、予定される成果の公表等を行うことができる。
 - 3 乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。
 - 4 乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。
 - 5 乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立

行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第20条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第21条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除する

ことができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

- 第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

- 第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
 - 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
 - 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
 - 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
 - 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2023 年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。
2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。
5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。
2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な

処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

事業内容（仕様書）

独立行政法人 **情報処理推進機構**

事業内容（仕様書）

1. 件名 情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査

2. 背景・目的

2.1 背景

ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性が発覚すると、それを悪用する攻撃が多発し、企業や個人、さらに社会全体にも大きな被害をおよぼす可能性がある。したがって、ソフトウェアやウェブアプリケーションの脆弱性が発見された場合、関係者間で秘密裏にその脆弱性の情報を共有するとともに、対策方法を整え、適切なタイミングでユーザに周知することが望まれる。

「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）等が中心となって、2004年7月に運用を開始した。パートナーシップは、情報システム等の脆弱性について、その発見から対策の策定・公表に至るまでの過程について関係者に推奨する行動基準「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」（以下「Pガイドライン」という。）を示すことにより、脆弱性関連情報を適切に流通させ、より迅速な対策方法の提供・適用を促す産官連携の取組みである。「ソフトウェア製品等の脆弱性関連情報に関する取扱規程」（平成29年経済産業省告示第19号、以下「告示」という。）に基づく公的な制度として運用されているという点で、国際的にも例を見ない独自の制度といえる。

これまで、パートナーシップの立ち上げ・運用に際し、IPAでは関係者や有識者で構成する「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」を設置して、関係する様々な問題点とその改善策について検討・提言するとともに、Pガイドラインの改訂、脆弱性対策に係る各種啓発資料の策定等を実施してきた。

告知・Pガイドライン、情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会の報告書、及び情報システム等の脆弱性情報の取扱いにおける法律面の調査報告書は、以下を参照とすること。

告示・Pガイドライン

<https://www.ipa.go.jp/security/todokede/vuln/uketsuke.html>

情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会の報告書 2003～2021年度（2009、2022年度版はなし）

2003年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12308150/www.ipa.go.jp/security/fy15/reports/vuln_handling/index.html

2004年度（概要版のみ）

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy16/reports/vuln_handling/index.html

2005年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12308150/www.ipa.go.jp/security/fy17/reports/vuln_handling/index.html

2006年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy18/reports/vuln_handling/index.html

2007年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy19/reports/vuln_handling/index.html

2008年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy20/reports/vuln_handling/index.html

2010年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy22/reports/vuln_handling/index.html

2011 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy23/reports/vuln_handling/index.html

2012 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11630427/www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/vuln_handling/index.html

2013 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy25/reports/vuln_handling/index.html

2014 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy26/reports/vuln_handling/index.html

2015 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy27/reports/vuln_handling/index.html

2016 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy28/reports/vuln_handling/index.html

2017 年度

https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12446699/www.ipa.go.jp/security/fy29/reports/vuln_handling/index.html

2018 年度

<https://www.ipa.go.jp/archive/security/reports/vuln/handling-report2018.html>

2019 年度

<https://www.ipa.go.jp/archive/security/reports/vuln/handling-report2019.html>

2020 年度

<https://www.ipa.go.jp/archive/security/reports/vuln/handling-report2020.html>

2021 年度

<https://www.ipa.go.jp/security/reports/vuln/kenkyukai-report2021.html>

情報システム等の脆弱性情報の取扱いにおける法律面の調査 報告書改訂版

<https://www.ipa.go.jp/archive/files/000072543.pdf>

2.2 目的

パートナーシップでは従来から各方面で適切な脆弱性への対処が行われるように取り組んでいる。2021 年度には、P ガイドラインの改善、改訂案作成に向けて、ソフトウェア製品開発者（以下「製品開発者」という。）と調整する過程に発生している3つの課題に対して検討を行った。その結果として、3つの課題はそれぞれに検討を要する事項を含んでいることが判明している。

他方、2018 年 4 月からは、脆弱性による国民の日常生活に必要なサービスへの被害を低減するために、これらのサービスを提供する重要インフラ事業者に対して、脆弱性対策情報を JVN¹で公表する前に優先的に提供（以下「優先情報提供」という。）している。しかしながら、現在の優先情報提供について、脆弱性情報の取扱いの終盤にて情報の提供が行われている。IPA が発見者から届出を受け付けてから優先情報提供を実施するまでに、IPA による届出内容の確認や JPCERT/CC への通知、JPCERT/CC による製品開発者の連絡先調査や実際の連絡、製品開発者による脆弱性検証、そして JVN の公表内容の調整といった対応を実施するため、一定の時間を要することとなっている。より迅速かつ効果的な重要インフラ事業者等による脆弱性対策に資するべく、より早い段階で情報を提供できるように検討したい。また、JVN に掲載する情報に限ってしか情報を提供できないために、情報を受け取った者は即時にパッチの適用等の対策が実施できるわけではなく、あくまでもその対策の事前準備ができるに留まることとなっている。そのため、追加の情報を提供することにより有効な対策ができるように検討したい。加えて、現在の優先情報提供について、電力分野、及び政府機関に情報を提供しているため、他の重要インフラ分野にも情報を提供できるように検討したい。

¹ Japan Vulnerability Notes (<https://jvn.jp>)

本事業では、製品開発者と調整する過程に発生している3つの課題について、これまでの調査結果や、JPCERT/CC が把握している製品開発者の状況等を踏まえて検討を行い、P ガイドラインの改訂といった効果的な対応を実施する。併せて、優先情報提供に関する課題を解決するために、これまでの議論内容や現状について整理した上で、ヒアリング調査等を行い、改善案をとりまとめる。

なお、本事業は IPA が主催する「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」（以下「脆弱性研究会」という。）の検討結果を踏まえて改善をはかりつつ実施することにより、効果的な調査となることを目指す。また、成果は調査報告書として、脆弱性対策等の促進を目的として公開するものとする。

3. 事業概要

本事業では、以下の業務を行う。

- ・製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査
- ・優先情報提供の内容拡充等に関する調査
- ・パートナーシップの運用改善事項等の調査及びP ガイドラインへの反映
- ・脆弱性研究会の運営の支援
- ・P ガイドラインの改訂等に関する支援
- ・調査報告書の作成

4. 業務内容

4.1 製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査

パートナーシップでは、脆弱性情報を発見した者（以下「発見者」という。）が、受付機関である IPA に対して脆弱性情報の届出を行い、IPA は条件を満たしていると判断した場合、脆弱性情報を受理し、受理した情報を調整機関である JPCERT/CC に通知している。通知を受けた JPCERT/CC は、脆弱性情報を製品開発者へ通知し、脆弱性の検証や検証した結果の報告を求めるといった調整を行っている。そして、製品開発者は、通知された脆弱性情報をもとに脆弱性の検証、対策方法の作成等を行っている。

これらの過程において、以下の3つの課題が生じている。

- ・脆弱性の悪用を示す情報に関する情報の取扱い等に関する課題
- ・製品開発者の脆弱性への対応目途（45日）に関する課題
- ・「製品開発者がすべての製品利用者に通知する場合」における取扱い終了に関する課題

詳細については、2021年度報告書²の25頁から28頁を参照すること。

については、3つの課題について、以下の業務を行うこと。なお、パートナーシップでは、ソフトウェア製品、及びウェブアプリケーションの脆弱性を対象としているが、本項目ではソフトウェア製品の脆弱性に関する課題を対象として調査をすること。

4.1.1 脆弱性の悪用を示す情報に関する情報の取扱い等に関する課題

パートナーシップにおいては、製品開発者によるソフトウェアの脆弱性の検証、対策方法の作成が完了した後、JVNにて脆弱性の対策方法、対応状況を公表している。脆弱性の検証、対策方法を作成する過程や、脆弱性の対策方法、対応状況を公表する過程等で、その脆弱性の悪用を示す情報（いわゆる「in the wild」であるという情報）を製品開発者や調整機関である JPCERT/CC において把握することがある。脆弱性の悪用を示す情報については、脆弱性対策を進める上で有益な指標となり得るが、その情報の取扱いについてP ガイドラインに記載が無い。そのため、悪用を示す情報のJVN上での表示の可否や製品開発者と JPCERT/CC との情報交換、発見者から IPA への情報提供など、どのような対応が P ガイドラインの名宛人となる各当事者に推奨されるかについて明確になっているとは言い難い状況にある。

については、この課題を解決するために IPA 及び JPCERT/CC と協議の上、悪用を示す情報の JVN での表示等について、P ガイドライン等に効果的に規定するために文献調査等を行い、その調査結果を踏まえて、悪用を示す情報を JVN に追記するに当たってのイメージ案や、悪用を示す情報に関して各当事者に推奨される行為を P ガイドラインに追記した修正案、脆弱性対策情報の公表における悪用を示す情報に関する推奨事項について「ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル」³に追記した修正案を作成すること。

修正案は、IPA に提出の上、了承を得ること。了承を得た修正案は、第1回の脆弱性研究会で提示

² <https://www.ipa.go.jp/security/reports/vuln/ug65p90000019ee4-att/000096882.pdf>

³ <https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/ug65p90000019by0-att/000081019.pdf>

し、委員の意見を踏まえて修正を行うこと。修正後、IPAに提出し、了承を得ること。了承を得た後、第2回の脆弱性研究会で提示し、承認を得ること。

4.1.2 製品開発者の脆弱性への対応日途（45日）に関する課題

現行のPガイドラインでは、脆弱性情報の公表について、JPCERT/CCがPガイドラインで規定している「製品開発者への連絡」を最初に試みた日から45日後を目安に実施することとしているが、45日以内に公表した届出は全体の30%程度にとどまっている。また、例えば、制御・組み込み分野の製品に関しては、品質保証の対応等に時間を要する場合があるなど、製品種別やその他の事情により45日以内に公表することが難しい製品がある。2021年度の脆弱性研究会での検討では、Pガイドラインの定める日途について、変更は不要であるものの、日途の達成に向け、製品開発者の状況や課題を把握する必要性があるとの意見が示された。

については、JPCERT/CCが把握する製品開発者の状況等を踏まえて、本課題についてIPA及びJPCERT/CCと協議の上、製品開発者が脆弱性に対応するに当たっての課題を整理し、整理した個々の課題に対する対応案及び改善策の内容、それぞれの長所及び短所を検討し、検討結果をとりまとめること。

検討結果は、IPAに提出の上、了承を得ること。了承を得た検討結果は、第1回の脆弱性研究会で提示し、委員の意見を踏まえて修正を行うこと。修正後、IPAに提出し、了承を得ること。了承を得た後、第2回の脆弱性研究会で提示し、承認を得ること。

4.1.3 「製品開発者がすべての製品利用者に通知する場合」における取扱い終了に関する課題

現行のPガイドラインでは、IPAが脆弱性情報を受理した後、製品開発者がすべての製品利用者に通知する場合、処理を取りやめることがあるという旨を定めている。この定め条件・要件についてはPガイドラインでは説明がないため、製品開発者から解釈に関する照会が一定数生じており、より分かりやすい規定とする必要性が認識されていた。2021年度の脆弱性研究会での検討では、この定めは告示の定義規定における「汎用性を有する製品」との要件との関係から整理が必要であり、その適用する場合についての例示といったわかりやすい説明が必要であるといった意見が提示された。

については、この課題を解決するためにIPA及びJPCERT/CCと協議の上、Pガイドラインの修正案を作成すること。作成に当たっては、IPAが選定するパートナーシップの識者や法律専門家2名以上、及びIPAが選定する製品開発者2組織以上へのヒアリングを行い、修正案について意見を求め、意見を踏まえて修正を行うこと。なお、ヒアリングした結果は、文書等として、とりまとめること。

修正案は、IPAに提出の上、了承を得ること。了承を得た修正案は、第1回の脆弱性研究会で提示し、委員の意見を踏まえて修正を行うこと。修正後、IPAに提出し、了承を得ること。了承を得た後、第2回の脆弱性研究会で提示し、承認を得ること。

4.2 優先情報提供の内容拡充等に関する調査

パートナーシップでは、脆弱性による国民の日常生活に必要なサービスへの被害を低減するために、これらのサービスを提供する重要インフラ事業者等及び政府機関に対して、脆弱性対策情報をJVNで公表する前に優先的に提供している。この優先情報提供について、提供先の拡大、脆弱性情報の取扱いにおけるより早い段階での情報の提供、及び優先情報提供する情報の内容拡大のために以下の業務を行うこと。なお、4.2の業務を通じて、Pガイドラインを修正する必要が生じた場合、Pガイドラインの修正案を作成すること。

4.2.1 ISAC等組織に関する文献調査

現在、電力分野及び政府機関に対して実施している優先情報提供について、電力分野以外の他の重要インフラ分野⁴にも情報を提供するために、IPAと協議の上、重要インフラ分野ごとのISAC、その他の重要インフラ事業者等、及びそれらの委託先（システム構築事業者、セキュリティベンダ等）から構成される組織（以下「ISAC等組織」という。）について文献調査を行い、結果をとりまとめ、IPAに提出の上、了承を得ること。

文献調査に当たっては【調査項目】に掲げる内容を含めることとし、調査の対象は請負者にて選定の上、IPAと協議し決定すること。なお、既に優先情報提供を実施している電力分野は除くこと。

文献調査の結果をもとに、優先情報提供の新たな提供先となり得るISAC等組織（以下「新たな提

⁴ 重要インフラ分野は、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」（2022年6月17日）（https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2022.pdf）の別紙1で示された分野を対象とする。

供先候補」という。)を5組織以上特定し、IPAに提示の上、了承を得ること。

とりまとめた結果や、特定した新たな提供先候補については、第2回の脆弱性研究会で提示し、委員に意見を求めること。必要に応じて、追加の文献調査や、新たな提供先候補の見直しをすること。

【調査項目】

- ・重要インフラ分野ごとの ISAC 等組織の設置状況
- ・設置されている ISAC 等組織の活動状況
- ・設置されている ISAC 等組織の運営主体（事務局）
- ・設置されている ISAC 等組織の構成員の概要
- ・設置されている ISAC 等組織の秘密情報の管理体制等（情報ガバナンス、ISAC 等組織やその会員が秘密を保持する根拠（法律、秘密保持契約（NDA）などの種別））
- ・設置されている ISAC 等組織の情報共有の範囲（情報を受け取る会員の範囲や、情報を受け取った会員が共有可能な範囲（会員自身において情報共有している部署、会員の関連会社や委託先など））
- ・未設置の分野における ISAC 等組織の設立動向

4.2.2 ISAC 等組織に関するヒアリング調査

ヒアリングの実施に当たり、【ヒアリング説明資料】に掲げる資料を作成すること。資料は、ヒアリングを行う前に IPA に提出の上、了承を得ること。了承を得た資料は、第2回の脆弱性研究会で提示し、委員の意見を踏まえて資料を修正すること。

4.2.1 で特定した新たな提供先候補5組織以上を対象として、【ヒアリング項目】に掲げる内容を含めたヒアリングを実施すること。具体的な実施時期、対象者、及びヒアリング項目については、IPA と協議の上で決定すること。

ヒアリングは、資料を元にした説明を重んじるため、先方に訪問し、対面によるヒアリングを原則とする。ヒアリング対象者の都合により対面でのヒアリングが困難である場合、IPA と協議の上、オンラインによるヒアリングも可能とする。なお、ヒアリングにおける説明は請負者が行うものとする。

【ヒアリング説明資料】

- ・パートナーシップの概要を説明した資料
- ・ヒアリングの主旨を説明した資料
- ・優先情報提供の概要を説明した資料
- ・優先情報提供の実施に当たっての条件を説明した資料（優先情報提供を受けるための条件として、申請書の提出が必要であるため、その条件についても含め、請負者からヒアリング対象者に対して説明できるようにすること。）
- ・優先情報提供を受けることでどのような事前の対応を取ることができるようになるのか想定される複数の状況や利点を説明した資料
- ・優先情報提供で提供される情報の重要性や情報が漏洩した場合に生じる問題、どのような場合に漏洩する可能性があるのか等を説明した資料
- ・ヒアリング先の ISAC 等組織における情報共有の範囲や、情報の流通に関するイメージなどを仮説的に説明した資料

【ヒアリング項目】

- ・ISAC 等組織におけるサイバーセキュリティに関する情報共有の状況
- ・情報共有における条件及び規律
- ・情報共有の対象範囲
- ・優先情報提供に対する認識及び評価

ヒアリングの結果を踏まえて、新たな提供先候補5組織以上について、優先情報提供の実施の可能性、実施に当たっての課題、及び課題解決策を検討の上、結果をとりまとめること。

4.2.3 情報共有体制に関する文献調査

優先情報提供について、新たに情報提供先を拡大することを目的として、IPA と協議の上、サイバーセキュリティ協議会、サイバー情報共有イニシアティブ、その他サイバーセキュリティに関する情報を共有することを目的とする情報共有体制について、文献調査を行い、結果をとりまとめ、IPA に

提出の上、了承を得ること。

文献調査に当たっては【調査項目】に掲げる内容を含めることとし、調査の対象は請負者にて選定の上、IPA と協議し決定すること。

文献調査の結果をもとに、優先情報提供の新たな提供先となり得る情報共有体制（以下「新たな提供先候補」という。）を3組織以上特定し、IPA に提示の上、了承を得ること。

とりまとめた結果や、特定した新たな提供先候補について、第2回の脆弱性研究会で提示し、委員に意見を求めること。必要に応じて、追加の文献調査や、新たな提供先候補の見直しをすること。

【調査項目】

- ・情報共有体制の概要
- ・主たる情報共有の内容
- ・情報共有体制の構成員
- ・情報共有体制の設置主体
- ・情報共有体制の設置根拠
- ・各情報共有体制との連携の可能性、連携に当たっての課題、及び課題解決策

4.2.4 情報共有体制に関するヒアリング調査

4.2.3で特定した新たな提供先候補3組織以上を対象として、【ヒアリング項目】に掲げる内容を含めたヒアリングを実施すること。具体的な実施時期、対象者、及びヒアリング項目については、IPA と協議の上で決定すること。

ヒアリングは資料を元にした説明を重んじるため、先方に訪問し、対面によるヒアリングを原則とする。ヒアリング対象者の都合により対面でのヒアリングが困難である場合、IPA と協議の上、オンラインによるヒアリングも可能とする。なお、ヒアリングにおける説明は請負者が行うものとする。

ヒアリングでは4.2.2で作成した【ヒアリング説明資料】と同等の内容の資料を用いることとし、資料についてはヒアリングを行う前にIPA から了承を得ること。了承を得た資料は、第2回の脆弱性研究会で提示し、委員の意見を踏まえて資料を修正すること。

【ヒアリング項目】

- ・情報共有体制におけるサイバーセキュリティに関する情報共有の状況
- ・情報共有における条件及び規律
- ・情報共有の対象範囲
- ・優先情報提供に対する認識及び評価

ヒアリングの結果を踏まえて、新たな提供先候補3組織について、優先情報提供の実施の可能性、実施に当たっての課題、及び課題解決策を検討の上、結果をとりまとめること。

4.2.5 脆弱性情報の取扱いにおけるより早い段階での情報の提供に向けた調査

現在の優先情報提供は、告示15頁のセ項において「受付機関及び製品開発者と協議をした上で、政府機関や当該設備を用いる事業者等（脆弱性情報等を適切に管理できる者に限る。）に当該脆弱性情報等をあらかじめ通知することができる。」とされており、具体的には、Pガイドライン33頁の図3「ソフトウェア製品における脆弱性情報取扱いの全体フロー」における「8 公表日の調整」の段階で実施している。しかし、より効果的な脆弱性対策の実施を目的として、全体フローのより早い段階で実施することを検討したい。

については、IPA と協議の上、現状について整理し、より早い段階で実施できるようにするための改善策を複数検討し、IPA に提出の上、了承を得ること。改善策には長所、短所及び短所の緩和策を盛り込むこと。

了承を得た改善策について、製品開発者5組織以上（IPA が選定する製品開発者1組織以上を含めること）、及び優先情報の提供先の組織2組織以上（ISAC 1組織を含めること）に対してヒアリングを行い、結果をとりまとめること。ヒアリングの結果を踏まえて改善策を修正し、IPA に提出の上、了承を得ること。了承を得た改善策は、第2回の脆弱性研究会で提示し、委員の意見を踏まえて更なる修正を行うこと。なお、ヒアリングの具体的な実施時期、対象者及びヒアリング項目については、IPA と協議の上で決定すること。

4.2.6 優先情報提供する情報の内容の拡大に向けた調査

現在の優先情報提供で提供している内容として、告示 15 頁のセ項において「当該脆弱性情報等をあらかじめ通知することができる。」とされている。「当該脆弱性情報等」は JVN で公表している情報と同等の情報（脆弱性情報、脆弱性検証の結果、対策方法及び対応状況）としている。しかし、より効果的な脆弱性対策の実施を目的として、より多くの情報（例えば、「脆弱性が存在することを検証する方法」（再現手順・検証コード）や、「脆弱性を悪用するプログラム、指令又はデータ及びそれらの使用方法」（攻撃コード）等）を提供できるように検討したい。また、優先情報提供の機会を拡大する観点から、より少ない情報（例えば、脆弱性情報の概要及び対応状況の組み合わせからなる情報）を提供できるように検討したい。

については、IPA と協議の上、現状について整理し、より多くの情報及びより少ない情報を提供できるようにするための改善策を複数検討し、IPA に提出の上、了承を得ること。改善策には長所、短所、短所の緩和策を盛り込むこと。

了承を得た改善策について、製品開発者 5 組織以上（IPA が選定する優先情報提供の経験を有する製品開発者 1 組織以上を含めること。）、及び優先情報の提供先の組織 2 組織以上（ISAC 1 組織を含めること。）に対してヒアリングを行い、結果をとりまとめること。ヒアリングの結果を踏まえて改善策を修正し、IPA に提出の上、了承を得ること。了承を得た改善策は、第 2 回の脆弱性研究会で提示し、委員の意見を踏まえて更なる修正を行うこと。なお、ヒアリングの具体的な実施時期、対象者及びヒアリング項目については、IPA と協議の上で決定すること。また、本項のヒアリングにおけるヒアリング先は、4.2.5 のヒアリング先と同一の組織としても良い。

4.2.7 調査結果のとりまとめ

4.2.1 及び 4.2.3 で作成する文献調査のとりまとめ結果、4.2.2 及び 4.2.4 で作成するヒアリング調査のとりまとめ結果、並びに 4.2.5 及び 4.2.6 で作成する改善策について、「優先情報提供の内容拡充等に関する調査の報告書」としてとりまとめ、IPA 及び JPCERT/CC と協議の上、必要に応じて修正すること。「優先情報提供の内容拡充等に関する調査の報告書」は、第 3 回の脆弱性研究会で提示し承認を得ること。

4.3 パートナーシップの運用改善事項等の調査及び P ガイドラインへの反映

パートナーシップでは、ソフトウェア製品の脆弱性情報について、製品開発者への連絡及び公表に係る調整が不可能であると判断した届出（以降「調整不能案件」という。）に対して、製品利用者が脆弱性による被害を受ける可能性を低減することを目的として公表判定委員会を開催し、調整不能案件の脆弱性情報を公表するか否かを調整不能案件に利害関係のない委員にて判定の上、その判定結果により脆弱性情報を公表している。

2018 年度の脆弱性研究会において、調整不能案件に関する運用改善の検討を行った（詳細については、2018 年度報告書の 42 頁から 54 頁を参照すること。）。この検討結果を踏まえ、パートナーシップの運用の改善に必要な P ガイドラインの改訂に向けた検討を行う。加えて、告示について、改正があり得るため、告示の改正に伴う P ガイドラインへの反映の必要性や修正案の検討を行う。

4.3.1 調整不能案件の改善に関する調査及び P ガイドラインへの反映

2018 年度の脆弱性研究会において、脆弱性検証の可否や脆弱性の影響度に応じた調整不能案件の取扱方針について検討を行った。当時の検討において、運用の実施に当たっては P ガイドラインの改訂を要すると検討されたことから、P ガイドラインの改訂のために以下の作業を行うこと。

- ・ 2018 年度報告書の 48 頁の (3) 「連絡不能案件の取扱方針の見直し」に関する改善方針の検討結果にもとづき、修正が必要となる P ガイドラインの規定を特定し、修正案を作成すること。
- ・ 修正に当たっては、既存の条項の修正だけではなく、P ガイドラインの付録を新設して必要な規定をまとめて記載することを検討するなど、ガイドラインとしての整合性や分かりやすさを保つものとする。
- ・ ガイドラインの改訂に当たり、告示の改正が必要となる箇所を特定し、改正を要すると判断した理由を含めて文書として整理した後、IPA に報告すること。
- ・ P ガイドラインの修正案は IPA に提出の上、了承を得ること。了承を得た後、第 2 回の脆弱性研究会で提示し、承認を得ること。

4.3.2 告示の改正に伴う調査及び P ガイドラインへの反映

P ガイドラインは告示を基礎とすることから、告示が改正された場合には、告示の改正に対応して

P ガイドラインへ反映する必要がある。については、P ガイドラインの改訂に当たって、修正が必要となる P ガイドラインの規定を特定の上、修正案を作成すること。作成した修正案は IPA に提出の上、了承を得ること。了承を得た後、脆弱性研究会で提示し、承認を得ること。

告示の改正の時期、内容及び量については、現時点で確定していないため、平成 29 年経済産業省告示第 19 号による告示の廃止制定に伴う 2017 年 5 月の P ガイドラインの改定と同様の対応を想定すること（詳細については、2016 年度報告書 76 頁から 79 頁を参照すること。）。なお、改正の内容及び量については想定から変動する可能性がある。想定から変動した場合、IPA と協議の上、項目 4.1～4.2 におけるヒアリングの実施件数を増減させることにより、事業全体の作業量の調整を行う。

4.4 脆弱性研究会の運営の支援

IPA が主催する脆弱性研究会について、IPA 事務局の運営を支援する。脆弱性研究会は以下の内容にて行う。

脆弱性研究会は、IPA が選定する有識者及び専門家等（以下「委員」という。）30 名程度で構成し、1 回当たり約 2 時間、3 回以上開催する。なお、脆弱性研究会はリモート形式での開催を想定しているが、形式については開催の都度 IPA との協議の上、決定するものとする。

	開催時期	議題（案）
第 1 回	2023 年 11 月中下旬頃	調査方針の確認
第 2 回	2023 年 12 月中下旬頃	調査結果の中間報告
第 3 回	2024 年 2 月上旬頃	調査結果の報告および調査報告書案等の検討

請負者は、項目 4.1～4.3 の調査を実施する旨の説明資料、及び調査方針資料を作成の上、第 1 回の脆弱性研究会にて報告すること。委員の意見を踏まえて調査方針を見直した上、調査を実施すること。

請負者は、IPA の指示のもと、脆弱性研究会やメール等で、項目 4.1～4.3 について取りまとめた資料や調査内容を委員に報告し委員からの質疑等への返答も行う。また、委員からの意見に対する対応案を作成する。

請負者は、各脆弱性研究会前後に、IPA 事務局会合（IPA 及び請負者等が参加）を 1 回当たり約 2 時間、計 6 回以上、リモート形式又は集合形式で行うものとする。集合形式の場合、IPA の会議室において行うものとする。

委員に対する委嘱の手続き、謝金・交通費等の支払いは IPA が行う。

脆弱性研究会を集合形式で行う場合、原則として IPA の会議室にて開催する。委員の都合等により、外部の会議室等にて開催する必要が生じた場合、開催場所等については、IPA と協議の上、決定する。

請負者は以下の作業を行う。

(1) 脆弱性研究会日程調整

脆弱性研究会の開催に向け、IPA 事務局の都合や IPA の会議室の空き状況も踏まえて、委員と日程調整を行う。具体的な日程は IPA と協議の上、決定する。

(2) 2021 年度の脆弱性研究会の調査概要の作成

第 1 回の脆弱性研究会において委員に提示するため、2021 年度の脆弱性研究会の調査概要を記載した資料を作成し、第 1 回の脆弱性研究会を開催する 1 週間前までに完成版を IPA に提出すること。

2021 年度の脆弱性研究会の調査については、2021 年度報告書⁵を参考とすること。また、調査概要を記載した資料は、Microsoft PowerPoint 形式で 20 頁程度のものとする。

(3) 脆弱性研究会での議論を進めるための資料作成

上記表の「議題（案）」に関連する資料や、脆弱性研究会で議論するための論点などをまとめた資料を作成し、各回の脆弱性研究会開催の 2 週間前までに完成版を IPA に提出すること。

(4) リモート形式での開催のための準備とサポート

IPA と協議の上、リモート会議ツールを決定し、脆弱性研究会の開催準備を行う。また、会議が円滑に進行するように、脆弱性研究会の出席者に対してサポートを行うこと。なお、リモート会議ツールは請負者が準備すること。

(5) 議事進行表の作成

脆弱性研究会の議事運営が円滑に進行するように、IPA 事務局向けの資料として、議事進行表を作

⁵ <https://www.ipa.go.jp/security/reports/vuln/ug65p90000019ee4-att/000096882.pdf>

成し、各回の脆弱性研究会開催の2週間前までに完成版をIPAに提出すること。

(6) 議事録作成

1枚にまとめた要約版、及び参加者の発言が詳細に記載された詳細版を作成の上、各回の脆弱性研究会開催後3営業日以内にIPAに提出すること。

4.5 Pガイドラインの改訂等に関する支援

項目4.1~4.3において作成された個別の条項の修正案をもとに、Pガイドライン、及びソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアルの冊子体としての改訂案を検討する。

Pガイドライン、及びソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアルの改訂箇所や内容は、脆弱性研究会での議論を踏まえて決定されるため、改訂対象となる項目数について変動が想定される。なお、Pガイドラインの改訂については、2011年版の変更点⁶と同程度の分量を想定すること。

請負者は以下の作業を行う。

- ・項目4.1~4.3の調査で得られた改善策や修正案について、それぞれ、Pガイドライン、及びソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアルの改訂の要否を検討する。
- ・Pガイドライン、及びソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアルの改訂案を第3回の脆弱性研究会で提示すること。第3回の脆弱性研究会における委員の意見を踏まえて修正を行うこと。
- ・Pガイドラインの改訂内容について、Pガイドライン概要日本語版⁷、及び英語版⁸にも影響する場合、それぞれの修正を行うこと。

4.6 調査報告書の作成

請負者は、脆弱性研究会での議論・決定等を十分に反映した調査報告書等をIPAの指示のもと作成すること。調査報告書等は脆弱性研究会及びIPAの承認を得ること。

成果物として、以下を作成すること。

- ・情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査の報告書（注：本事業全体に関する調査報告書）
- ・優先情報提供の内容拡充等に関する調査の報告書
- ・項目4.2.2及び4.2.4で作成するヒアリング説明資料
- ・Pガイドライン改訂案
- ・Pガイドライン改訂案の説明資料
- ・Pガイドライン概要（日本語・英語）版改訂案（注：必要に応じて作成すること。）
- ・ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル改訂案
- ・成果説明用資料

調査報告書の構成・章立て・項目名称などは、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会2021年度報告書」の本編及び別紙と同等にすること。ただし、脆弱性研究会の議論・決定等を反映させるなどで調査報告書を変更する場合は、IPAと協議の上、変更すること。成果説明用資料は、本事業全体の結果を説明することができるプレゼンテーション用の資料とすること。

調査報告書、及び成果説明用資料の作成に当たっては、以下の内容を遵守すること。

(1) 作成全体に当たって遵守すること

- ・日本語で作成すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能。その場合、日本語での解説も併記すること。）
- ・アルファベット等の略語については、初出箇所の頁下部に脚注を挿入して説明すること。
- ・誤記・誤植を含まないこと。
- ・図表及び絵（イラスト、イメージ図）を用い、理解し易いよう配慮の上、体系的に整理された記述にすること。
- ・文章、図、絵（イラスト、イメージ図）、及び写真等を引用する際には、引用部分それぞれにおいて出典元を明記すること。
- ・IPAからの依頼（説明の追記や、独自の図表作成）があった場合、その依頼を反映すること。
- ・あらかじめ記述項目、記載内容及び記載水準に対してIPAの了承を得ること。

⁶ <https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/ug65p90000019by0-att/000002982.pdf>

⁷ <https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/ug65p90000019by0-att/000059695.pdf>

⁸ <https://www.ipa.go.jp/security/guide/vuln/ug65p90000019by0-att/000059696.pdf>

- ・IPAに帰属できない他者の著作物は除くこと。
- ・Office形式の資料については、アクセシビリティチェックに合格するものであること。

(2) 情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査の報告書の作成に当たって遵守すること

- ・全体で50頁以上の内容とすること。
- ・目次を作成すること。
- ・必要に応じて、五十音順・アルファベット順の用語集、略語集を調査報告書に含めること。
- ・一般公開に資する内容とし、図表を用いた分かりやすい記述とすること。なお、調査報告書は、パートナーシップの関係者、脆弱性の発見者及び企業のセキュリティ担当者を主な読者に想定する。
- ・Microsoft Word形式とする。別形式を選択したい場合は、事前にIPAの了承を得ること。
- ・内容に関しては、脆弱性研究会の承認を得ること。

(3) 成果説明用資料の作成に当たって遵守すること

- ・全体概要図1頁を含み、10頁程度の内容とすること。
- ・講演等による普及活動での利用を想定した一般公開に資する内容とし、図表等を用いて聴衆に理解しやすい表現とすること。
- ・Microsoft PowerPoint形式とする。内容に関しては、調査実施報告書の内容と整合性を取る。

5. 全体スケジュール

参考として、全体スケジュール(案)を以下に示す。請負者にて詳細なスケジュールを提案すること。

【参考】全体スケジュール(案)

11月				12月					1月				2月				
30	6	13	20	27	4	11	18	25	1	8	15	22	29	5	12	19	26
▲キックオフ				第1回研究会					第2回研究会				第3回研究会				
4.1 製品開発者と調整する過程や調整後における3つの課題に関する調査																	
調査方針の策定、文献調査等				文献調査、課題整理、ヒアリング等													
資料作成・レビュー				資料作成・レビュー					資料修正・レビュー								
4.2 優先情報提供の内容拡充等に関する調査																	
調査方針の策定、文献調査				文献調査													
アポイントメント、ヒアリング調査																	
資料作成・レビュー				資料作成・レビュー					資料作成・レビュー				資料修正・レビュー				
4.3 パートナーシップの運用改善事項等のPガイドラインへの反映																	
方針の策定				修正箇所の特定													
資料作成・レビュー				資料作成・レビュー					資料修正・レビュー								
4.4 脆弱性研究会の運営の支援																	
脆弱性研究会の運営の支援																	
4.5 Pガイドラインの改訂等に関する支援																	
改訂方針の検討、レビュー																	
改訂案作成・レビュー																	
改訂案修正・レビュー																	

6. 事業の実施体制

6.1 実施体制に関する要件

本事業を実施するに当たっては、次の業務実施体制を整えること。

- (1) 事業の実施体制及び役割を、事業実施内容と整合させること。
- (2) 要員数、体制及び役割分担を明確にすること。
- (3) IPAとの円滑なコミュニケーションと遅滞なきプロジェクト管理を図るために、プロジェクトマネージャ(正・副)を設置した管理体制とすること。
- (4) プロジェクト管理等により、作業計画を明確に定め、作業項目ごとの工程管理を行うこと。
- (5) 業務の役割を定めた実働可能な人数を確保すること。
- (6) 組織として適切な管理・バックアップ体制を整えること。

- (7) 実施担当者は、情報セキュリティに関する知識を有した調査経験者で構成すること。
- (8) 6.2(2)の要件を全て満たす者を、少なくとも2名は実施体制に含めること。
- (9) 作成するドキュメント類が正確かつ明確に記述されるよう、請負者内での事前レビュー体制を万全のものとする。この体制により、用語・用法の不統一、誤字脱字、論理的矛盾など、調査の本質に直接関わりのない修正については、請負者の責任においてIPAへの納入前に修正すること。
- (10) IPAから調査に関する報告要求があった際には、速やかに対応すること。

6.2 実績及びスキルに関する要件

本事業を実施するに当たっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

(1) 法人としての実績

- ・本業務に関係する産学官の有識者へのコネクションを有していること。
- ・過去に脆弱性や脆弱性情報の公表及び情報セキュリティに関する調査の実績があること。

(2) 担当者としての実績及びスキル

- ・主たる担当者は、脆弱性及び情報セキュリティに関する専門的知識を有し、過去に脆弱性及び情報セキュリティに関する調査に少なくとも3回従事した経験を有する者であること。
- ・主たる担当者は、過去に制度の策定や改善に関する研究会を少なくとも3回運営した経験を有する者であること。
- ・主たる担当者は、調査内容（脆弱性や情報セキュリティ）に関する専門的知識・知見に基づいたコミュニケーション能力及び報告書等の文書作成能力を有する者であること。
- ・主たる担当者は、過去にヒアリング調査を担当した経験を有する者であること。
- ・脆弱性情報の取扱い及び情報セキュリティに関する専門知識・知見を持つ者を含めること。
- ・過去に政府機関において情報セキュリティ政策の立案・遂行を担当した経験を有する者を含めることが望ましい。

7. セキュリティに関する要件

7.1 情報管理体制

- (1) 請負者は、本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPAに対し【様式5】「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）及び【様式6】「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を契約前に提出し、IPAの同意を得ること（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であってもIPAから求められた場合は速やかに提出すること。また、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。）。なお、IPAとの契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を情報取扱者としてはならない。（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPAが保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

IPAが個別に承認した場合を除き、請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の請負者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

- (2) 本事業で知り得た一切の情報（ヒアリング及び会議における内容も含む。）について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしないものとし、他に利用しないこと。ただし、IPAの了承を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1)の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予めIPAへ届出を行い、同意を得なければならない。

7.2 履行完了後の情報の取扱い

IPAから提供した資料又はIPAが指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、IPAの指示に従うこと。

7.3 業務従事者の経歴

請負者は請負者の資本関係・役員等の情報、本調査の実施場所、業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、

学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格（情報セキュリティに係る資格等）、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）を提出すること。経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可とする。

7.4 情報セキュリティ対策

請負者は秘密情報や個人情報の取り扱いに留意し適切に管理を行うこと。また、情報漏えい防止対策や情報の暗号化、脆弱性への対応など適切に情報セキュリティ対策を実施すること。さらに、本事業の一部業務を再委託する場合、請負者は再委託先が十分な情報セキュリティ対策を実施していることを担保し、IPAの求めがあれば、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認・報告すること。

7.5 セキュリティインシデント発生時の対応

情報セキュリティインシデントが発生した場合、ただちにIPAに報告しIPAの指示に基づき適切に対応すること。

7.6 保護すべき情報の取扱い

保護すべき情報はパスワードの設定など、安全な方法で受け渡しをすること。また、履行中／履行完了後の如何に依らず、一時的にIPAから提示する未公開情報や個人情報等は、不要になった段階で適切に削除するとともに、IPAに確認を取ること。

7.7 履行状況の確認等

請負者の情報セキュリティ対策の履行状況を確認する必要がある場合、IPAの指示に基づき適切に対応すること。対策が不十分であることが判明した場合、IPAと調整し、適切に対処すること。

8. 留意事項

- ・ 告示・ガイドライン、過去の脆弱性研究会報告書、及び脆弱性関連情報の届出ページは熟読の上、十分理解し、脆弱性研究会において適切に対応できるものとする。
- ・ 契約締結後、ただちにキックオフミーティングを開催すること。キックオフミーティングでは、全体的な計画を提示し、IPAと意識をすり合わせた上、調査を開始すること。
- ・ 脆弱性研究会に提示する資料の作成に当たっては、各回が開催される前に、各資料についてIPAによるレビューを少なくとも2回盛り込んだ作業計画とすること。
- ・ 2週間に1回は、各業務に関する進捗状況の報告を行い、作業の遅延等が生じた場合には、その対策案をIPAに報告するとともに遅延等の解消に努めること。報告はオンライン形式の会議にて行うことを原則とする。会議の資料は、会議開催日の3営業日前までに、IPAに送付すること。IPAと協議の上、会議を実施しない場合であっても、各業務に関する進捗状況の報告をメールで実施すること。なお、会議は必要に応じて集合形式でも行うものとする。
- ・ 作業はIPAの指示にもとづき実施するものとし、必要に応じてオンライン形式の会議等により作業内容の調整を行うこと。
- ・ 各調査項目について、調査状況を定期的にIPAへ報告すること。
- ・ IPAとの打合せ等で必要となる全ての会話は日本語を用いること。
- ・ ヒアリング調査については、原則として請負者からコンタクトを取ることとする。ヒアリング先については事前にIPAの了承を得ること。
- ・ 各ヒアリングは1時間程度を想定する。IPA（1～2名を想定）も参加するものとし、IPAを含めてヒアリング先との日程調整をすること。
- ・ ヒアリングを進めるための資料として、ヒアリングの主旨やヒアリング項目などを記載した「ヒアリング対象者向け主旨説明」「ヒアリング実施概要」と、必要に応じてヒアリングを効率的に実施するための資料を用意すること（訪問でのヒアリングの場合、印刷した資料をヒアリング先に請負者が持ち込むこと）。これらの資料は、ヒアリング開催の1週間前までにIPAに提出し了承を得ること。
- ・ ヒアリング実施に当たっては、事前にヒアリング相手に対して、内容の取扱い方法など注意事項を説明すること。
- ・ ヒアリング後、議事録として1枚にまとめた要約版と発言の詳細版を、ヒアリング実施後3営業日以内にIPAに提出すること。ただし、諸般の事情により3営業日以内の共有が困難である場合、事前にIPAの了承を得ること。
- ・ 仕様書に定めのない事項等については、IPAと請負者が協議の上、決定すること。

9. 納入関連

9.1 納入期限・納入場所

2024年2月29日（木）

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策グループ

9.2 納入物件

以下の内容を含めた電子媒体（CD-R、DVD-R 又は USB メモリ）を納入すること。

- ・ 情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査の報告書（注：本事業全体に関する調査報告書）
- ・ 優先情報提供の内容拡充等に関する調査の報告書
- ・ 項目 4.2.2 及び 4.2.4 で作成するヒアリング説明資料・P ガイドライン改訂案
- ・ P ガイドライン改訂案の説明資料
- ・ P ガイドライン概要（日本語・英語）版改訂案（注：必要に応じて作成すること。）
- ・ ソフトウェア製品開発者による脆弱性対策情報の公表マニュアル改訂案
- ・ 成果説明用資料

以上の納入物件に加えて、本事業の過程で入手したデータ、作成した修正案、文献、資料、脆弱性研究会の議事録、ヒアリング記録も含めること。納入物件については、検取のため、バインダーに収納した印刷物を 1 部提出すること。

10. 検取条件

納入物件の内容に関しては、調査内容及び対象に関して本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所 (※5)	生年月日 (※5)	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍 (※4)
情報管理責任者 (※1)	A						
情報取扱管理者 (※2)	B						
	C						
業務従事者 (※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 請負者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

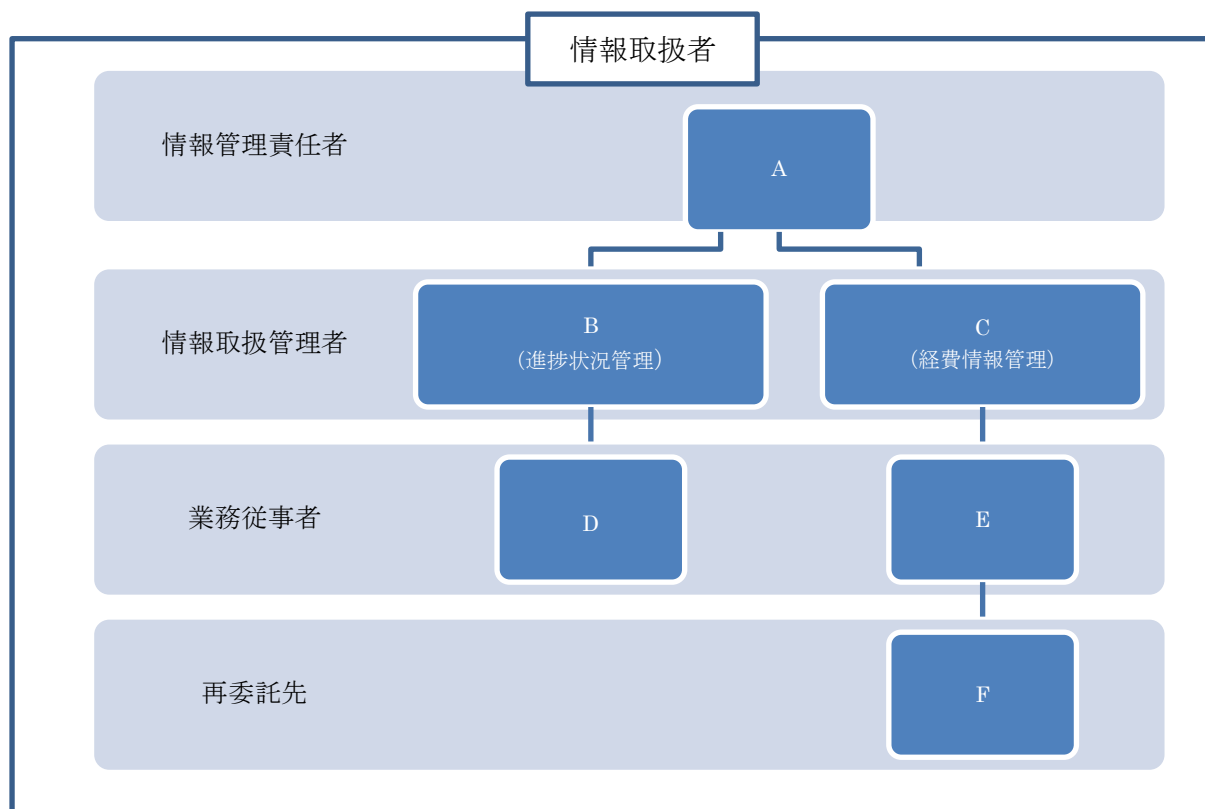
(※2) 本業務の遂行に当たって、主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても IPA から求められた場合は速やかに提出すること。

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本業務の遂行に当たって保護すべき情報を取り扱う全ての者（再委託先も含む。）。
- ・ 本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

IV. 入札資料作成要領

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

入札資料作成要領

独立行政法人**情報処理推進機構**

目 次

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

2.2 遵守確認事項

2.3 提案要求事項

2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

3.2 提案書様式

3.3 留意事項

本書は、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に係る入札資料の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 独立行政法人情報処理推進機構が入札者に提示する資料及び入札者が提出すべき資料

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は入札者に以下の表1に示す資料を提示する。入札者はこれを受け、以下の表2に示す資料を作成し、機構へ提出する。

[表1 機構が入札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	本件「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」の仕様を記述（目的・内容等）。
② 入札資料作成要領	入札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	機構が入札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 入札者が機構に提出する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・入札者が提案する、調査内容、調査方法。 ・実施体制、スケジュール。 ・調査・報告書作成者のスキル ・補足資料(入札者の関連する実績の詳細)等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下表3に示す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～4	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、入札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。
5	添付資料	入札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：担当者略歴、会社としての実績、実施条件等

2.2 遵守確認事項

遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の遵守確認事項」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、以下表4を参照すること。

[表4 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	遵守確認事項の分類	機構
内容説明	遵守すべき事項の内容	機構
遵守確認	入札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	入札者

2.3 提案要求事項

提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

入札者は、別添「評価項目一覧の提案要求事項」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、以下表5を参照すること。

[表5 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
提案要求事項	入札者に提案を要求する内容	機構
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	機構
得点配分	基礎点及び各項目に対する最大加点	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	入札者

2.4 添付資料

添付資料における各項目の説明を以下表6に示す。

[表6 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)	機構
資料内容	入札者が提案の詳細を説明するための資料	機構
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。	機構
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	入札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものと及び求められる提案要求事項を表7に示す。提案書は、表7の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述及び提案すること。なお、詳細は別添「評価項目一覧」を参照すること。

[表7 提案書目次及び提案要求事項]

提案書目次項番	大項目	求められる提案要求事項
1	調査業務の実施方針等	目標設定、実施作業内容、実施スケジュール及び事業の実現性等。 <u>仕様書の実施方法の他に、より適切な方法など事業の効果・効率を高める工夫があれば提案すること。</u>
2	組織の経験・能力	本事業実施の、体制、環境及び類似事業の実績、業務ノウハウの蓄積等の実施能力。
3	業務従事者の経験・能力	過去の経験、業務遂行上有効な知識の有無等。
4	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定又は行動計画の策定状況。 ※本項目を提案書に含める場合は、認定通知書等の写しを添付すること。
5	添付資料	提案した内容の詳細を説明するための資料。例としては、実施担当者の専門知識、関連する資格や実施組織の類似事業の実績の詳細など。

3.2 提案書様式

- ① 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ② 提案書は、電子媒体の提出を求める場合がある。その際のファイル形式は、原則として、Microsoft Office互換またはPDF形式のいずれかとする（これに抛りがたい場合は、機構まで申し出ること）。

3.3 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 入札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。

- ④ 機構から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと機構が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。
- ⑥ 提案書、その他の書類は、本件における総合評価落札方式（加算方式）の技術評価に使用する。
- ⑦ 提案書は契約書に添付し、その提案遂行が担保されるため、実現可能な内容を提案すること。
- ⑧ 提案内容の一部を外注する場合は、その作業内容を明記すること。

V. 評価項目一覧

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

評価項目一覧

独立行政法人**情報処理推進機構**

1. 評価項目一覧－遵守確認事項－

大項目	小項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項			
	0.1 納入物件	調査実施報告書等は日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いることは可能）。	
	0.2 調査の範囲	Ⅲ.仕様書「4.業務内容」に記載している項目を一括して受託すること（部分についての提案は認めない）。	
	0.3 業務従事者の経験・能力	Ⅲ.仕様書「6.事業の実施体制」に記載している実施要員に関する要件を満たすこと。	
	0.4 スケジュール	作業計画を明確に定めた上で工程管理を行い、納入期限を守ること。	

2. 提案要求事項

提案書の目次			提案要求事項	評価 区分	得点配分			提案 書頁 番号
大 項 目	中 項 目	小 項 目			基 礎 点	加 点	合 計	
1 調査業務の実施方針等								
	1.1	調査内容の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の調査内容について、全て記載されているか。 偏った内容の調査になっていないか。 	必須	10	-	10	
	1.2	1.2.1 製品開発者と調整する過程における3つの課題に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.1.1から4.1.3の課題に関する調査を行うこと、及び成果物を作成することが示されているか。 	必須	5	-	265	
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.1.1から4.1.3の課題解決に向けて実施する調査について、具体的な調査方針案、その案を実施する理由などが記載されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。 	任意	-	10		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.1.1から4.1.3の課題解決のために作成する成果物について、作成又は改訂の方針案が提案されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。 	任意	-	10		
		1.2.2 優先情報提供の内容拡充等に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.1の文献調査について、【調査項目】の内容を含めた調査を実施することが示されているか。 	必須	5	-		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.1の文献調査について、調査対象として提案する文献の名称、その文献を選定する理由が記載されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。 	任意	-	15		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.2のヒアリング調査について、【ヒアリング説明資料】に掲げるヒアリング用の説明資料を作成し、【ヒアリング項目】の内容を含めたヒアリングを実施することが示されているか。 	必須	5	-		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.2のヒアリング調査について、ヒアリング用の説明資料の具体的な案が示されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。 	任意	-	15		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.2のヒアリング調査について、ヒアリング対象として提案する組織の名称、その組織を選定する理由が記載されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。 	任意	-	20		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.3の文献調査について、【調査項目】の内容を含めた調査を実施することが示されているか。 	必須	5	-		
			<ul style="list-style-type: none"> 仕様書4.2.3の文献調査について、調査対象として提案する文献の名称、その文献を選定する理由 	任意	-	15		

	が記載されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。			
	・仕様書 4.2.4 のヒアリング調査について、情報共有体制に説明するための資料（仕様書 4.2.2 で作成したものと同様の内容の資料）を作成し、【ヒアリング項目】の内容を含めたヒアリングを実施することが示されているか。	必須	5	-
	・仕様書 4.2.4 のヒアリング調査について、ヒアリング用の説明資料の具体的な案が示されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。	任意	-	15
	・仕様書 4.2.4 のヒアリング調査について、ヒアリング対象として提案する組織の名称、その組織を選定する理由が記載されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。	任意	-	20
	・仕様書 4.2.5 の調査について、長所、短所及び短所の緩和策を盛り込んだ改善策を複数検討・作成することが示されているか。	必須	5	-
	・仕様書 4.2.5 の調査において作成する改善策について、より早い段階で優先情報提供を実施するための改善方針案が提案されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。	任意	-	15
	・仕様書 4.2.6 の調査について、長所、短所及び短所の緩和策を盛り込んだ改善策を複数検討・作成することが示されているか。	必須	5	-
	・仕様書 4.2.6 の調査において作成する改善策について、より効果的な脆弱性対策を実施するための改善方針案が提案されており、併せて、客観的な根拠や妥当性が示されているか。	任意	-	15
	・仕様書 4.2.7 について、仕様書 4.2.1 から 4.2.6 の成果物をもとに、とりまとめを作成することが示されているか。	必須	5	-
1.2.3 パートナーシップの運用改善事項等の調査及びPガイドラインへの反映	・仕様書 4.3.1 について、調整不能案件に関する運用改善のために、修正が必要となるPガイドラインの規定を特定し、修正案を作成することが示されているか。	必須	5	-
	・仕様書 4.3.1 において、修正が必要となるPガイドラインの規定を特定するに当たって、その整理・分析の仕方が提案されており、それについての根拠が説明されているか。	任意	-	10
	・仕様書 4.3.2 について、告示の改正があった場合、その改正内容をPガイドラインへ反映するために、修正が必要となる規定を特定し、	必須	5	-

		修正案を作成することが示されているか。				
		・仕様書 4.3.2 において、修正が必要となる P ガイドラインの規定を特定するに当たって、その整理・分析の仕方が提案されており、それについての根拠が説明されているか。	任意	-	10	
	1.2.4 脆弱性研究会の運営の支援	・仕様書 4.4 に記載された作業事項の内容について、全て示されているか。	必須	5	-	
		・仕様書 4.4 の運営支援作業や研究会の進行について、どのような方法で実施するのが効果的・効率的か提案されているか。	任意	-	10	
	1.2.5 P ガイドラインの改訂等に関する支援	・仕様書 4.5 に記載された作業事項の内容について、全て示されているか。	必須	5	-	
		・仕様書 4.5 に記載の作業を、効率的に進めるための工夫が記載されており、それが妥当であることの客観的な根拠が説明されているか。	任意	-	10	
	1.2.6 調査報告書の作成	・仕様書 4.6 に記載された作業事項の内容について、全て示されているか。	必須	5	-	
		・調査報告書の作成指針について提案がなされており、それが有効であることが説明されているか。	任意	-	10	
1.3 作業計画の妥当性、効率性		・調査の手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性のある作業計画が、仕様書の全ての項目について示されているか。	必須	5	-	20
		・作業を効率的に進めるための工夫がなされており、それが妥当であることが説明されているか。	任意	-	15	

2 組織の経験・能力						
2.1 調査実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の役割を定めた実動可能な人数が確保されているか。 ・組織として適切な管理・バックアップ体制となっているか。 ・以下の資料が提出されているか。情報管理に対する社内規程等（社内規程がない場合、代わりとなるもの。）。 	必須	5	-	20	
	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトマネージャ（正・副）を設置した管理体制となっているか。 		5	-		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ドキュメント類が正確かつ明確に記述されるよう、請負者における事前レビュー体制は万全なものとなっているか。 		5	-		
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施担当者は、情報セキュリティに関する知識を有した調査経験者で構成されているか。 ・仕様書 6.2. (2) に記載されている主たる担当者の要件を全て満たす者が、少なくとも 2 名は実施体制に含まれているか。 		5	-		
2.2 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関係する産学官の有識者へのコネクションを有しているか。 	必須	5	-	10	
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に脆弱性や脆弱性情報の公表および情報セキュリティに関する調査の実績があるか。 		5	-		
3 業務従事者の経験・能力						
3.1 類似調査業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる担当者は、脆弱性及び情報セキュリティに関する専門的知識を有し、過去に脆弱性及び情報セキュリティに関する調査に少なくとも 3 回従事した経験を有しているか。 	必須	5	-	35	
	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる担当者は、過去に制度の策定や改善に関する研究会を少なくとも 3 回運営した経験を有しているか。 	必須	5	-		
	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる担当者は、過去にヒアリング調査を担当した経験を有しているか。 	必須	5	-		
	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に政府機関において情報セキュリティ政策の立案・遂行を担当した経験を有する者が担当者として含まれているか。 	任意	-	20		
3.2 調査内容に関する専門知識・適格性	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる担当者は、調査内容（脆弱性や情報セキュリティ）に関する専門的知識・知見に基づいたコミュニケーション能力及び報告書等の文書作成能力を有しているか。 	必須	5	-	20	
	<ul style="list-style-type: none"> ・脆弱性情報の取扱い及び情報セキュリティに関する専門知識・知見を持つ者が担当者として含まれているか。 	必須	5	-		
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制に、以下のいずれかに該当する者が含まれているか。 - 情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合格した者、又は情報処理安全確 	任意	-	10		

		保支援士の試験と同等レベルの試験の合格者 - CISSP、CISA あるいは相当の資格を有する者				
4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標						
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業として、以下のいずれかに該当するワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。 ①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ②次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） ③青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定企業） 	任意	-	12	12
				135	257	392

3. 添付資料

提案書の目次		資料内容	提案の 要否	提案 書頁 番号
大項目	小項目			
5 添付資料				
5.1 実施体制及び担当者略歴	・ 入札者の概要の分かる資料	任意		
	・ 本調査履行のための体制図	必須		
	・ 各業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経の経歴、専門的知識その他の知見、資格（情報セキュリティに係る資格等）、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）	必須		
	・ 情報を取り扱う者の氏名・住所・生年月日・所属部署・役職等がわかる「情報取扱者名簿」、及び請負者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」を契約時に提出できることを確約すること（仕様書中に提示している名簿及び体制図。）。	必須		
5.2 会社としての実績	・ 本調査の類似案件実績	任意		
	・ 本調査に有用な領域での資格、実績等	任意		
	・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定通知書等の写し	任意		
5.3 その他	・ その他提案内容を補足する説明、調査実施における前提条件等	任意		

VI. 評価手順書

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」

評価手順書(加算方式)

独立行政法人**情報処理推進機構**

本書は、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び加点方法等を以下に示す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件を共に満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 「V. 評価項目一覧」の遵守確認事項及び評価項目の必須区分を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※小数点第2位以下切捨て

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を392点、価格点の配分を196点とする。

技術点	392点
価格点	196点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

一次評価として、「V. 評価項目一覧」の各事項について、次の要件をすべて満たしているか審査を行う。一次評価で合格した提案書について、次の「2.2 二次評価」を行う。

- ① 「1. 遵守確認事項」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されていること。
- ② 「2. 提案要求事項」の「提案書頁番号」欄に、提案書の頁番号が記入されていること。
- ③ 「3. 添付資料」の提案が必須となっている資料の「提案書頁番号」欄に頁番号が記入されていること。

2.2 二次評価

上記「2.1 一次評価」で合格した提案書に対し、次の「第3章 評価項目の加点方法」に基づき技術評価を行う。なお、ヒアリングを実施した場合には、ヒアリングにより得られた評価を加味するものとする。

評価に当たっては、複数の評価者で各項目を評価し、各評価者の評価結果（得点）の平均値（小数点第2位以下切捨て）をもって技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下の技術点と価格点を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により算定した技術点
- ② 「1.2 総合評価点の計算」で定めた計算式により算定した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目（提案要求事項）毎の得点については、評価区分に応じて、必須項目は基礎点、任意項目は加点として付与する。

なお、評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「V. 評価項目一覧」の「2. 評価項目一覧-提案要求事項-」を参照すること。

3.2 基礎点評価

提案内容が、必須項目を満たしている場合に基礎点を付与し、そうでない場合は0点とする。従って、一つでも必須項目を満たしていないと評価（0点）した場合は、その入札者を不合格とし、価格点の評価は行わない。

3.3 加点評価

任意項目について、提案内容に応じて下表の評価基準に基づき加点を付与する。

評価 ランク	評価基準	項目別得点		
		20	15	10
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	15	10
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	12	9	6
B	概ね妥当な内容である。	6	4	3
C	内容が不十分である。	0	0	0

ただし、「4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、下表の評価基準に基づき加点を付与する。複数の認定等が該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を付与する。

認定等の区分		項目別得点
女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・プラチナ えるぼし認定企業)	プラチナえるぼし (※1)	12
	えるぼし3段階目 (※2)	10
	えるぼし2段階目 (※2)	8
	えるぼし1段階目 (※2)	5
	行動計画策定 (※3)	2
次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライく るみん認定企業・プラチナく るみん認定企業)	プラチナくるみん (※4)	12
	くるみん (令和4年4月1日以降の基 準) (※5)	8
	くるみん (平成29年4月1日～令和4年 3月31日までの基準) (※6)	7
	トライくるみん (※7)	6
	くるみん (平成29年3月31日までの基 準) (※8)	5
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)		9

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※8の認定を除く。）
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

Ⅶ. その他関係資料

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

(趣 旨)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(仕様書等)

第2条 入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。
2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第4条 入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

(入札書の記載)

第5条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(直接入札)

第6条 直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(郵便等入札)

第7条 郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要がある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。
2 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

(代理人の制限)

第8条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

(条件付きの入札)

第9条 予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

(入札の取り止め等)

第 10 条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(入札の無効)

第 11 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- (3) 委任状を持参しない代理人による入札
- (4) 記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
- (9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第 12 条 開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

(調査基準価格、低入札価格調査制度)

第 13 条 工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- (1) 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - (2) 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額
- 2 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- 3 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

(落札者の決定)

第 14 条 一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあつては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあつては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であつて、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

- 2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- 3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とする。ことがある。

- (1) 最低価格落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
- (2) 総合評価落札方式 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

(再度入札)

- 第 15 条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。
- 2 前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

(同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定)

- 第 16 条 落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

- 第 17 条 落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札書に使用する言語及び通貨)

- 第 18 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(落札決定の取消し)

- 第 19 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(様式 1)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 御中

(担当：セキュリティセンター セキュリティ対策推進部 脆弱性対策グループ 山下、渡辺)

質 問 書

「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」に関する質問書を提出します。

法人名	
所属部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

質問書枚数
枚中
枚目

<質問箇所について>

資料名	例) ○○書
ページ	例) P○
項目名	例) ○○概要
質問内容	

備考

1. 質問は、本様式1 枚につき1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
2. 質問及び回答は、IPA のホームページに公表する。(電話等による個別回答はしない。) また、質問者自身の既得情報 (特殊な技術、ノウハウ等)、個人情報に関する内容については、公表しない。

(様式 2)

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名
(又は代理人)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する調査」の入札に関する一切の権限を委任します。

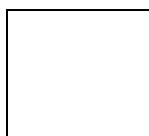
代理人(又は復代理人)

所在地

所属・役職名

氏名

使用印鑑



(参 考)

予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。